

12 国土交通省(地域再生 非予算)再々検討要請回答

管理番号	支援措置に係る提案事項	該当法令等	制度の現状	措置の区分	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	国土交通省からの再検討要請に対する回答	国土交通省からの再々検討要請	提案主体からの再意見	国土交通省からの再々検討要請に対する回答	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	提案主体名
1 2 3 4 5 6	まちなか共同住宅建設アドバイザー制度の創出			D-1				<p>アドバイザー制度の役割としては、当地域の区画整理事業、商業集積事業(高度化事業)が既に実施され、ハード整備が現在進行中の地域について、対象区域内にアパート、マンションなど具体的に建設する者に対して個別にアドバイスをを行う事である。これはそれまで協議された良好なまちなかの形成について、特に共同住宅部分に対しての実現化を図る上で重要である。</p> <p>区画整理等の事業はご案内の通り、事業終了までかなりの時間がかかり、その間に建設される共同住宅に対して、機動的、専門的にアドバイスする制度があると、まちなか形成の継続性、実現性に大きく貢献できると確信する。その観点から、アドバイザーについては、地元行政、TMOや商工会議所等から、一定の要件を満たす該当者を国土交通省へ推薦し、任命したとき、被推薦者は必要な国土交通省等の該当する研修を受講させ、専門的な知識を習得させる。</p> <p>地元からアドバイザーを任命する事により、地域に根ざしたまちづくりに係るまちなかづくりが可能となり、情報の共有、ノウハウの蓄積につながる。これらの成果は、新たにまちなかづくりを行う地域に対して、より具体的に、事例を基にしたノウハウ、情報の提供が可能になる。</p> <p>市街地の拡散は、中心市街地の空洞化(拍車をかけ、社会資本整備、維持に係る追加的費用の増大につながる。中心市街地への回帰、いわゆるコンパクトシティ実現がこれら問題解決に不可欠であり、合わせて、少子高齢化対策としての居住空間の創出についても、中心市街地の役割はますます重要になる。居住空間をどのように創出するか中心市街地の再生の要であり、その意味でアドバイザー制度の設置について再考いただきたい。</p> <p>尚、このアドバイザー制度については、当プロジェクトとして別途提案している「共同住宅建設に係る無利子融資制度」の制度利用条件として列記している。</p>	<p>現状においても、国及び地方公共団体の補助の下、地元協議会組織がアドバイザーを任命し、良好なまちなか形成方策等に係る検討に参加させることは可能である。</p> <p>また、当該アドバイザーの任命の可否は、地域に根ざしたまちづくりが可能な専門的知識・経験を有している当該地域の実情を最も理解している地元関係者において判断されれば十分であり、国土交通省において任命を行うことまでは不要と考えられる。なお、NPO法人等の住まいまちづくり活動団体が構成する「住まいまちづくり活動推進協議会」において、中心市街地の活性化等、住まいまちづくり活動への助言・協力等を行うアドバイザーのデータベースを構築し、平成17年7月よりインターネット上で公開・活用しているところ(ホームページ: http://www.aanc.jp/)、</p>			<p>一般的に、中心市街地地権者の方々、各県庁住宅関連制度について理解する者、共同住宅建設計画に相対する者、共同住宅建設に関する事前協議を得る、的確なアドバイスを行う事により、施工主の負担軽減を図り、中心市街地の総合的なまちづくりにつなげる。</p> <p>共同住宅建設に係る各制度の普及、地区計画、景観、街区申し合わせ事項等の周知に基づいた建設計画のアドバイス、資金計画についてのアドバイス、共同住宅運営についてのアドバイス</p>	<p>中心市街地活性化区域に共同住宅を建設する者に対して下記のアドバイスを行ない街づくりの円滑な推進に繋げる。</p> <p>共同住宅建設に係る各制度の普及、地区計画、景観、街区申し合わせ事項等の周知に基づいた建設計画のアドバイス、資金計画についてのアドバイス、共同住宅運営についてのアドバイス</p>	日向商工会議所	
1 2	建築確認等に関する事前協議に係る基礎自治体間の共同処理			D-1									<p>1 2 3 4 5 6 7 8 9 10</p> <p>建築確認等に関する事務を、基礎自治体が共同処理できるように制度の見直しを行うこと。</p>	基礎自治体への権限移譲	広島県
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	国土利用基本法第9条第10項			C											広島県
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	地方で策定する各種計画の事前協議の廃止			C											広島県
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	港湾法第35条の2			C											広島県
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10	特定重要港湾の事前協議の廃止			C											広島県